

指名競争入札の特定建設工事共同企業体結成の公募

ほくと団地4・5号棟建築主体工事について、指名競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、次のとおり特定建設工事共同企業体を公募します。

令和8年4月1日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

- 1 工 事 名 ほくと団地4・5号棟建築主体工事
- 2 工事場所 壮瞥町字滝之町
- 3 工 期 概ね8か月程度
- 4 工事概要 ほくと団地4号棟・5号棟の建築主体工事一式
○構造・規模
 - ・鉄筋コンクリート造 平屋
 - ・建築面積 354.22 m²×2棟
 - ・延床面積 354.22 m²×2棟

5 応募者に必要な条件

入札参加希望者は下記の要件全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 入札の日までの間に、壮瞥町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 共同企業体の代表者は、次のいずれかとする。
 - (ア) 共同企業体の代表者は、北海道内に建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）第3条第1項に規定する営業所を有し、同法第17条に規定する当該工事の特定建設業の許可を受け、壮瞥町における競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されていること。
 - (イ) 町内に主たる事業所を有する事業者（主たる事業所とは、建設業許可申請書別表「主たる営業所」に記載されているものをいう。以下同様）のうち、壮瞥町における建築工事の競争入札参加資格審査結果通知書の等級がA等級の事業者。
- (5) 共同企業体の代表者は、業法第27条の23の規定による直前の決算に基づく経営事項審査を受け、令和7・8年度壮瞥町競争入札参加資格申請書添付の経営事項審査結果通知書の

建築一式工事の総合評点が、1,050点以上である者。

- (6) 共同企業体の代表者以外の構成員のうち1社以上は、壮瞥町内に主たる営業所を有することとする。
- (7) 壮瞥町内に主たる営業所を有するものは、壮瞥町における建築工事の競争入札参加資格審査結果通知書の等級が、原則A又はBに格付けされていること。
また、上記以外の構成員の等級についてはA又はBに格付けされること。等級については、壮瞥町役場建設課内にて公表している壮瞥町競争入札参加資格審査基準により確認すること。
- (8) 壮瞥町発注の同種の工種を元請けで施工した実績がある事業所を構成員に含むこと。
- (9) 共同企業体は、代表者を含む2社又は3社で構成し、構成員は現場代理人及び本工事に対応する業法の許可業種に係る恒常的な雇用関係にある技術者（監理技術者又は主任技術者）を専任で配置できること。
- (10) 共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。
- (11) 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の者とする。

6 入札の参加申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

- ① 類似工事施工実績調書（共同企業体の代表者のみ）
- ② 工事实績証明書又はこれに代わる書面（契約書、共同企業体協定書等の写し）
- ③ 配置予定技術者調書
- ④ 経営事項審査結果通知書の写し（共同企業体の代表者のみ）
- ⑤ 特定建設工事共同企業体協定書
- ⑥ その他町が必要と認める書類

(2) 提出期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月16日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出場所

壮瞥町 建設課 管理係

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

- ① 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- ② 提出された資料は、返却しない。
- ③ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

7 入札参加者の指名

入札参加者には、壮瞥町契約審議会において審査を行い、その結果を申請書の提出期限の日か

ら概ね10日以内に書面により通知するものとする。

8 指名されなかった者に対する理由の説明

- (1) 指名されなかった者（以下「非指名者」という。）は、非指名の通知の日の翌日から起算して5日以内に書面により、指名されなかった理由を求めることができる。なお、書面は壮瞥町建設課に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (2) 理由の説明は、理由を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答し、原則として再質問は受けないものとする。

9 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、壮瞥町契約事務規則による。

10 工事概要等

発注工事の概要は、「4 工事概要」のとおり。

11 支払条件

- (1) 前払金 契約金額の4割を限度として予算の範囲内で支払う。
- (2) 部分払 支払わないものとする。

12 契約書作成の要否

必要とする。

13 その他

- (1) その他入札に関し不明な点は、壮瞥町建設課に照会すること。
- (2) 公募内容説明書「5 応募者に必要な要件」の説明

○5の(4)の関係

当該工事に対応する建設業法の許可業種は、**建築工事業**です。

○5の(9)の関係

主任技術者とは、1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有する者です。また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号のハの規定に該当する者です。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員については、2級建築施工管理技士又は2級建築士を主任技術者とすることができる。

監理技術者は、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格証を有する者です。

また、恒常的な雇用関係にある技術者とは、公募日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者です。